

福祉用具レンタル代の返金について

過日実施されました、福島市福祉監査課による運営指導において、これまで入居者様負担としていた福祉用具レンタル費用に関し、一部費用（ベッドや車いす等）は施設負担に改め、今後の費用請求は行わないこと、また、過去５年間分は該当される方へ返金する旨の改善指導を受けました。

当施設としまして、この改善指導に従い、既に入居者様への請求は行わないよう改め、該当する方への返金を進めておりますが、既に退去された方へのご案内を目的にお知らせ致します。

（返金対象となる方については、下記にてご確認願います）

今後におきましては、このような指導を受けることがないよう、施設運営に努めてまいります。

返金対象となる方

対象期間（2018年6月1日～2023年6月30日の間）にご利用された方で、福祉用具レンタル費用（ベッド・車いす等）をお支払いいただいた方。（ご存命・ご逝去は問いません）

返金申請について

上記の対象になる方、またはそのご家族様におかれまして、下記問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。

お申し出後に、ご入居時期やご利用状況の確認を行い、返金の手続きや必要書類のご準備をご案内させていただきます。

※ご相続関係の確認や手続きが必要な場合、返金完了までに必要なお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先・受付時間

お問い合わせ先：【介護付有料老人ホーム シャローム】 電話 024-572-3065

受付時間：9:00～16:00（土日祝日も可）